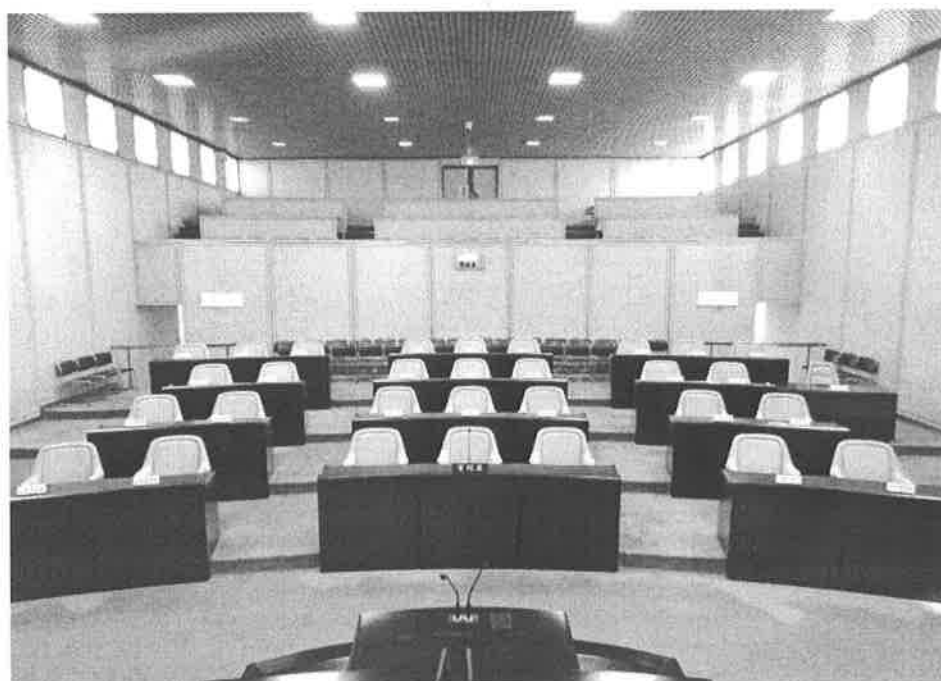




# 加須市議会基本条例 逐条解説



平成30年7月

加須市議会

# 目次

## ■加須市議会基本条例 構成図

前文	1
<b>第1章 総則</b>	
第1条（目的）	3
第2条（定義）	4
第3条（基本理念）	6
<b>第2章 議会運営及び議員活動の原則</b>	
第4条（定例会）	7
第5条（議会運営の原則）	8
第6条（議員活動の原則）	11
<b>第3章 市民との連携・協働の推進</b>	
第7条（議会の透明性の確保）	12
第8条（市民参加及び市民との連携）	14
第9条（共生社会の推進）	15
第10条（広聴広報活動の充実）	16
第11条（公聴会制度等の活用）	17
第12条（請願及び陳情における意見聴取）	18
第13条（市民との意見交換及び議会報告）	19
<b>第4章 議員の政策立案機能の強化</b>	
第14条（政策討論等の実施）	20
第15条（議員研修の充実強化）	21
第16条（大学との連携、専門的知見の活用）	22
第17条（附属機関の設置）	23
第18条（会派の役割）	24
第19条（政務活動費）	25
第20条（議会事務局の機能強化）	27
第21条（議会図書室の充実）	29
第22条（政治倫理）	30

## 第5章 議会と市長等との関係

第23条（議決事件）	32
第24条（質問等の論点の明確化）	35
第25条（議会審議における論点情報の形成）	36
第26条（文書質問）	37
第27条（災害時における議会の対応）	38
第28条（議会予算の確保）	39

## 第6章 議員定数及び報酬

第29条（議員定数）	40
第30条（議員報酬）	42

## 第7章 補則

第31条（一般選挙後の条例研修）	43
第32条（条例評価と見直し手続）	44
第33条（最高規範性）	45

附 則	46
-----	----



## 前文

加須市は、都心からおおむね50キロメートル圏内で関東平野の中心に位置し、流域面積日本一の利根川が市内を流れ、渡良瀬遊水地や浮野の里など豊かな自然が広がり、平坦で肥沃な土壌に育まれた埼玉一の米どころで県内有数のコシヒカリの産地である。

私たちは、先人たちが営々と築き上げてきた豊かな歴史・文化、多様な地域資源の特性を生かして、魅力ある住みよいまちづくりを進め、次の世代につなげていかなければならない。

近年、地方分権、地方創生の時代になり、真の住民自治を定着させ、新しい地域を自ら創り育てるまちづくりが重要課題となっている。

日本国憲法に規定された国民主権、地方自治の本旨に基づき、市民が市長及び議員を直接選挙で選ぶという二代表制のもと、加須市議会は、市民の信託を受けて活動する市民の代表機関・議事機関として、市長その他の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら監視機能を十分に発揮し、その職責を果たすべき役割がかつてなく増大している。

加須市議会は、さらに開かれた議会を目指し、情報公開を率先して行い、説明責任を果たすとともに、市民との連携・協働を推進し、市域の課題の的確な把握とそこに暮らす市民の多様な意見の反映に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、市民福祉の増進のために政策立案及び政策提言を積極的に行うことが求められている。

加須市議会は、地方自治の本旨の実現を目指し、市民の意思にそった自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、ここに加須市議会の運営及び加須市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、地方自治法を踏まえた議会の最高規範として、この条例を制定する。

### 【解説】

加須市議会基本条例は、市議会の最高規範を定める条例であることから、制定の趣旨、目的、基本原則等を強調するため、前文を置いています。

前文は、地方自治制度の二代表制の下で、加須市民の代表機関であり、加須市の唯一の意思決定機関である加須市議会が、その役割である監視機能を発揮し、市民と連携・協働を推進して市民福祉の増進を図り、不断の議会改革を重ねて市民の信託に応えていく決意を表明し、市議会の運営と議員活動の基本的事項を定めた、市議会の最高規範であることをうたっています。

前段は、加須市の特性を表し、加須市議会独自の条例であることを明示しています。中段は、日本国憲法に定められた国民主権、地方自治の本旨に基づいて、市議会が果たす監視機能の発揮について規定しています。そして、加須市議会の課題として、市民と連携・協働の推進、情報公開と説明責任、市域の課題把握、市民の多様な意見の把握、市民福祉を増進する政策立案・提言を示しています。さらに後段で、市議会が不断の議会改革を重ね、市民の信託に応えていく市議会の決意を表し、市議会の最高規範として加須市議会基本条例を制定する旨をうたっているものです。

#### 〔用語解説〕

##### ※「地方自治の本旨」とは

日本国憲法第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されています。

「地方自治の本旨」とは、一般的には「団体自治」と「住民自治」の2つで成り立っています。「団体自治」は、地方公共団体が自らの権限と責任において、地域の行政を行う原則のことです。「住民自治」は、地方公共団体に住んでいる住民の意思に基づいて、行政を行う原則のことです。

##### ※「二元代表制」とは

地方自治体の長と議会の議員について憲法は、「住民が、直接これを選挙する」（第93条第2項）と定めています。

地方自治の制度は、執行機関の長と議会の議員を、それぞれ住民が直接選挙で選び、首長と議会は、住民に対してそれぞれ責任を負う制度になっています。これを二元代表制と称しています。

#### 《参考法令》

##### ※日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、加須市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会の運営及び議員の活動原則、役割等の基本的事項を定めることにより、二元代表制の一翼として、議会が市長との健全な緊張関係を保持しながら立法機能及び監視機能を十分に発揮して、地方自治の本旨に基づく市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上、住民自治の充実及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

前文において掲げた加須市議会の決意を受けて、本条例の目的を明文化したものです。

本条例で、議会の基本理念、議会運営及び議員活動の原則、市民との連携、市長との関係を明確化するとともに、議会が果たすべき役割を十分発揮して、市民の信託に的確に応え、「市民福祉の向上、住民自治の充実及び公正で民主的な市政の発展に寄与すること」としたものです。

この目的を全ての加須市議会議員が共有し、共通の目的に向かって活動していくことを宣言しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関及びその職員をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 議会力 市長等に対する監視機能を十分に果たすとともに、政策立案及び政策提言を議員間で共有し、議会全体の政策資源として、市民のためのより良い政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動をいう。
- (4) 議員力 地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、及び政策を構想する能力並びにその活動をいう。
- (5) 委員会 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第2項に規定する常任委員会、同条第3項に規定する議会運営委員会及び同条第4項に規定する特別委員会をいう。

【解説】

第2条は、この条例でよく使う用語について、その内容と意味を説明している条文です。市議会の役割である監視機能、政策立案と提言を市議会全体の政策資源と位置付け、市民のために発揮する総合的な活動を議会力と定めています。また、地域の課題を把握し、解決を目指して調査、政策を構想する能力と活動を議員力と定めています。

〔用語解説〕

※市長その他の執行機関とは

市長その他の執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う市長であり、議事機関である議会を除いた市の全ての機関を網羅するものです。市長のもとに置かれる執行機関については、別に「市長部局」と呼ばれることがあります。

また、その職員には、定例会及び臨時会に出席する説明員である部課長が含まれます。

※政策立案とは

政策立案は、議会及び議員自らが提案していく政策案のことで、条例の



提案や議案の修正、決議などにより、議会自らが提案する政策案を市の政策等に反映させるため市長等に働きかけることをいいます。

※政策提言とは

市長等が提案する議案のうち、予算など議会に発案権のないもの及び市政全般に対して、議会としての考えを市長に提言することをいいます。

《参考法令》

※地方自治法

(委員会、委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。(略)

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

② (略)

③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

(基本理念)

第3条 議会は、市民を代表する合議制の意思決定機関として、市民の意見を市政に反映させ、公平かつ適正な議論を尽くし、市政の伸展を目指すものとする。

2 議会は、議会改革を推進し、議会力及び議員力を高め、その機能を発揮し、地域の特性を生かした新しい地域づくりの伸展を図り、住民自治及び地域民主主義の向上を目指すものとする。

【解説】

第3条は、市議会が市民の代表機関として、果たすべき機能とその目標について、根本的な考え方を定めています。

その内容は、市議会が市民を代表する合議制の代表機関、意思決定機関として、市民の意見を市政に反映させ、議論をつくして市政の伸展を目指すこと。そのため、議会改革を推進して議会力と議員力を高め、その機能を発揮し、加須市の特性を生かした地域づくり、住民自治と地域民主主義の向上を目指すことです。

〔用語解説〕

※合議制とは

合議制とは、複数の方の合議によって事を決定する制度です。市議会は一定数の議員で構成される合議制の意思決定機関です。市議会は、議案はじめ物事を決定するとき、本会議や委員会などで議論をつくし、合議によって事を決定しています。

これに対し、行政機関など知事や市長などが1人で決定することを独任制といいます。

## 第2章 議会運営及び議員活動の原則

(定例会)

第4条 法第102条第2項の規定による加須市議会の定例会の回数は、年4回とする。

### 【解説】

第4条は、加須市議会の定例会の回数を年4回と定めています。招集する時期は、3月、6月、9月、12月です。但し、都合によって、次期を繰り上げ、繰り下げることができます(加須市議会定例会規則)。定例会の会期は、議会運営委員会をひらき、協議のうえで決定します。

市議会は、定例会のほかに、特別な事情が発生し、その事件に限って審議するため、臨時に招集する臨時会があります。

地方自治法は、臨時会の招集について2つの方法を規定しています。①首長が「必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する」とき(第102条)。②議員による「会議に付議すべき事件を示して」臨時会招集の請求、および議長による臨時会招集の請求(第101条)があります。臨時会は、あくまでも「必要がある場合において、その事件に限り」招集するものであり、条例では定めていません。

### 〔用語解説〕

#### ※招集とは

招集とは、市議会を開くため、議員に対して期日と場所を定め、集合することを要求することです。その権限は市長にあります。但し、議長及び議員定数の4分の1以上の者が首長に対して臨時会の招集を請求し、一定期間の間に臨時会を招集しないときは、議長が招集します。

#### 《参考例規》

#### ※地方自治法

(定例会及び臨時会)

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

#### ※加須市議会定例会規則

加須市議会基本条例(平成30年加須市条例第34号)第4条の規定による定例会は、3月、6月、9月及び12月に招集する。

ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(議会運営の原則)

- 第5条 議会は、市民を代表し、本市の団体意思を決定する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、適正な市政運営が行われるよう市民本位の立場から、市の政策決定及び市長等の事務の執行に関して監視機能を発揮し、市民の信託に応えなければならない。
- 2 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めるものとする。
  - 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、積極的に情報公開を行い、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。
  - 4 議会は、市民参加の機会を拡充し、市民の多様な意見を的確に把握するとともに、政策立案及び政策提言機能の発揮に努めるものとする。
  - 5 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分に発揮できるよう、委員会活動の活性化に努めるものとする。

【解説】

第5条は議会運営の原則について定めています。市議会は、市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決定する唯一の議事機関であることを常に自覚し、その運営は、公正性・透明性・信頼性を確保し市民本位の立場から、市長等の事務執行に対して監視機能を発揮し、市民の信託に応える責務を定めています。

さらに、議会運営の原則について具体的に、①議会は言論の府であり、議員相互間の討議を重視した議会運営、②市民に対して積極的に情報を公開し、説明責任を果たす責務、③市民参加の機会を拡充し、市民の多様な意見を把握して政策立案機能の発揮、④議会は、議案などを所管する委員会に付託して審査する、委員会中心主義を採っており、委員会機能の発揮と活動の活性化について、4項にわたって努力義務を定めています。

加須市議会では、加須市議会委員会条例（平成22年加須市条例第230号）により次の委員会を設置しています。

(1) 常任委員会

本会議から付託された議案等の審査や、その部門に属する市の事務に関する調査等を行うため、常設される委員会です。

委員会名	定数	所管
総務常任委員会	10人	総合政策部、総務部、秘書課、市民相談室、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会（総合支所に関する事

		項を含む。)並びに他の委員会の所管に属さない事項
民生教育常任委員会	9人	こども局、福祉部、健康医療部及び教育委員会の所管に関する事項(総合支所に関する事項を含む。)
産業建設常任委員会	9人	環境安全部、経済部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事項(総合支所に関する事項を含む。)

(2) 議会運営委員会(定数10人以内)

議会の運営方法についての調査、協議などを行う委員会です。

(3) 特別委員会(定数は議決による)

特定の案件の調査、審査を行うために必要に応じて設置される委員会です。

(4) 資格審査特別委員会・懲罰特別委員会(定数は議決による)

議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったとき、直ちに設置される委員会です。

[用語解説]

※議事機関とは

条例の制定や予算など、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能をもつ自治体の機関のことです。憲法は、地方公共団体に議事機関として、議会の設置を定めています(参考法令参照)。

※言論の府とは

議会及び議員活動の基本は言論であり、議会の審議は、質疑、質問、討論など、全て議員の言論によって物事が決定されます。このため、議会は言論の府といわれています。「府」とは、物事を中心的に行う所です。

議会は住民の代表機関であり、意思決定機関として、多様な民意を反映させる場であることから、議会における議員の発言は十分に保障され、尊重する必要があります。これは発言自由の原則といわれ、議会の重要な原則のひとつです。勿論、議員が自らの発言に責任を持つことは当然のことです。

《参考法令》

※日本国憲法

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関と

して議会を設置する。

※地方自治法

(議会の設置)

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

(議員活動の原則)

第6条 議員は、品位と高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

2 議員は、市政全般の課題について市民の多様な意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽<sup>きん</sup>によって、市民福祉の向上のため、市民全体の代表者としての自覚のもとに活動しなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間での自由討議により、議論を尽くすよう努めるものとする。

4 議員は、議会活動を最優先し、その職務の遂行に努めなければならない。

【解説】

第6条は、加須市議会議員として、市民に対して、その職務と責務を果たしていくため、議員活動の原則について定めています。

議会及び議員に対する市民の信託に答えていくため、議員一人一人が、品位と高い倫理性を保持し、誠実・公正な職務の遂行を義務づけています。その上で第2項は、議員に対し、市民の多様な意見の把握、自己の資質を高める不断の研鑽、市民全体の代表者としての自覚に基づく活動を、それぞれ義務付けています。

さらに、議会は言論の府・合議制の機関であることから、議員間の自由討議によって議論を尽くすこと、議員は公務である議会活動を最優先で職務を遂行する、努力義務を課しています。

《参考法令》

※地方自治法

(品位の保持)

第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

### 第3章 市民との連携・協働の推進

(議会の透明性の確保)

第7条 議会は、本会議及び委員会の会議を、広く市民に公開しなければならない。

2 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会活動に関する情報を積極的に市民に対し提供しなければならない。

3 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての団体意思及び機関意思並びに重要な政策の決定を行ったときは、市民に対して十分に説明するよう努めなければならない。

#### 【解説】

第7条は、議会の透明性の確保を定めています。地方公共団体の議会は、住民の代表機関として、地方自治法は会議公開の原則を定めています（法第115条）。本条は、法の趣旨に則り、市議会の本会議と委員会の会議を、広く市民に公開することを義務付けています。

また第2項で、議会運営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすため、議会活動の情報を積極的に市民に提供することを義務付けています。

市議会は、本会議と常任委員会の会議録を定例会ごとに作成し、市議会ホームページに掲載して公表しています。会議録は、市立図書館4館、本庁舎3階の行政資料コーナー及び4階の議会図書室に備え、市民の閲覧に供しています。さらに、市議会広報紙「かぞ市議会だより」を定例会ごとに発行し、審議した議案に対する質疑の内容・議決の結果と議員個人の表決の態度を公表、一般質問の要旨などを掲載し、年4回、全世帯に配布しています。市議会ホームページには、政務活動費の収支報告書と領収書、議長交際費の用途などを公表し、市議会の透明化に取り組んでいます。

市議会の議決による政策決定が、市民の暮らしに影響を及ぼします。そこで第3項は、議決責任の重大性を認識することを定め、議会が行った条例や予算など加須市の団体意思の決定、国等に対する意見書提出および決議を行った機関意思の決定について、市民に対する説明責任を果たす努力義務を定めています。



《参考法令》

※地方自治法

(議事の公開の原則及び秘密会)

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民参加の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。

2 議会は、基本的な政策等の策定に当たり、パブリックコメントを行うものとする。

#### 【解説】

第8条は、市民参加及び市民との連携を定めています。市民の代表機関・議事機関である市議会が、市民と市議会との間の距離を縮め、市民と連携し、協働を推進する加須市議会の決意と意思を明示した条文です。市議会の運営に市民の声を反映させ、市民と連携をすすめるため、市議会に市民参加の機会を義務付ける規定です。

また、市議会が基本的な政策などを策定するときは、策定の段階で案を公表して市民から意見を伺い、それを考慮した上で政策の意思決定を行う、パブリックコメント（意見公募手続の制度）の実施を義務付ける条文です。

市議会基本条例の制定に当たって市民の意見を伺うため、市議会は、事前に条例案を公表してパブリックコメントを実施（平成30年1月4日～2月5日）し、その意見を条例に反映させています。

#### 〔用語解説〕

##### ※パブリックコメントとは

意見公募手続き制度のこと。行政機関が政策を実施するため、法令や制度の改廃を行う際に、事前に案を公表して意見を募り、その意見を考慮した上で最終的に意思を決定する制度。平成17年、行政手続法の改正により新設された手続です。

(共生社会の推進)

第9条 議会は、市民に開かれた議会を推進するため、バリアフリーに配慮し、手話の普及活用を目指すとともに、全ての市民が共に生きる共生社会の実現に努めるものとする。

2 議会は、全ての市民が快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮し、市民に分かりやすい議会運営を行うよう努めるものとする。

【解説】

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会を実現する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第61号）」が平成28年4月1日に施行されました。

加須市議会は、同法の趣旨に則り、バリアフリーに配慮し、手話の普及活用を目指し、共生社会の実現に努めることを規定しています。

また、ユニバーサルデザイン（万人向け設計）の理念に配慮し、市民に分かりやすい議会運営に努めることを定めています。

〔用語解説〕

※バリアフリーとは

障がい者や高齢者が、生活していく上で障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方です。

※ユニバーサルデザインとは

身体的状況や年齢、性別などを問わず、可能な限り全ての人たちが、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、生き生きと安全で豊かに暮らせるよう社会を改善していく、という考え方です。

市民の代表機関である市議会は、ユニバーサルデザインの観点から、市民の目線に立った政策の推進、市民の多様な参加とそのニーズの反映が求められます。

ユニバーサルデザインの考え方は、障害者基本計画（平成14年）に明記され、国土交通省が平成17年に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定しています。）

(広聴広報活動の充実)

第10条 議会は、情報イノベーションを踏まえた多様な広聴広報手段を活用することにより、市民の議会に対する意識の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、市政の課題に対する市民の意見を把握し、これを政策の適否を判断する際の基礎とするため、広聴の充実に努めなければならない。

3 議会は、市議会モニター制度を活用し、議会の運営に関する市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会の運営への反映に努めるものとする。

【解説】

第10条は、広聴広報活動の充実に関する条文です。市議会が、市民の代表機関・議事機関として、政策の適否を判断する前提となる、市民の多様な意見を的確に把握するには、市民の意見を伺う広聴が重要であるという考えを第2項で定め、広聴広報活動という用語にしています。

情報イノベーション（技術革新）は、目まぐるしく進展しており、市議会は多様な広聴広報手段を活用し、市民の多様な意識の把握、情報の提供に努めることを規定しています。

また、市議会が市民と連携・協働を推進するため、市議会の運営に市民の意見を反映させる制度の一つとして「市議会モニター」の活用を第3項で定め、平成30年度から導入しています。

〔用語解説〕

※情報イノベーションとは

イノベーションとは技術革新のこと。新技術の開発だけではなく、従来のモノ、仕組み、組織などを改革して新たな価値を創造し、社会に大きな変化を及ぼす広義の概念も含まれます。

※市議会モニター制度とは

市議会が、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営に反映させることを目的に、市民に「市議会モニター」を委嘱し、その方から、市議会の運営、かぞ市議会だよりや市議会ホームページなどの内容について意見を伺って、市議会の運営に反映させる制度です。

(公聴会制度等の活用)

第11条 議会は、委員会又は本会議において、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

第11条は、市議会の審議や調査に、公聴会制度と参考人制度の活用を定めている条文です。

公聴会制度とは、本会議や委員会において、予算や重要な議案などを審議・調査する際に、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、参考にするため設けるものです。加須市議会は平成29年11月17日、市議会基本条例の制定にあたり、議会改革特別委員会の主催による公聴会を開催し、公述人の市民と有識者から貴重な意見を伺って、条例づくりに生かしています。

参考人制度は、市議会が行う審議や調査のため必要と認めたとき、委員会等に出席を求めて意見を述べる人が参考人です。この制度の活用を定めています。

《参考法令》

※地方自治法

(公聴会及び参考人)

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 (略)

⑤ 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

第207条 普通地方公共団体は、(略) 第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

(請願及び陳情における意見聴取)

第12条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

#### 【解説】

第12条は、市民が市議会に提出する請願と陳情について、市議会の取り扱いを定めている条文です。

市民が市議会に提出する請願は、憲法第16条に規定され、それに基づく請願法が制定されています。さらに地方自治法は、「議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」(第124条)と定めています。陳情書は、議員の紹介が必要ありません。

憲法に基づく請願及び陳情が市議会に提出されたとき、市議会は市民による政策提案として位置付け、審議することを定めています。請願・陳情は、委員会に付託して詳細に審査が行われます。委員会が審査を行うとき、請願の紹介議員、あるいは請願者及び陳情者が希望するときは、委員会はその者に参考人として出席を求め、請願・陳情の趣旨や目的などについて意見を聴し、説明を求める機会を設けることができると定めています。

なお、請願・陳情の提出先は市議会議長です。その書式等については、市議会ホームページ及びかぞ市議会だよりに掲載しています。

#### 〔用語解説〕

##### ※紹介議員とは

地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければなりません(法第124条)。紹介議員は、請願書の表紙に署名を行うことから、少なくとも請願の趣旨に賛同している必要があります。

#### 《参考法令》

##### ※地方自治法

(請願の提出)

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

(市民との意見交換及び議会報告)

第13条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。

2 議会は、市民への情報提供及び市民との連携を積極的に推進するため、議会報告会等の開催に努めるものとする。

【解説】

第13条は、市議会が市民との連携・協働の推進、および市民の多様な意見を把握するため、市民と意見交換の場を設け、その意見を市議会の政策立案に反映させることを定めています。なお、意見交換会の開催について、市議会は年度当初に計画を作って取り組んでいきます。

第2項は、市議会が、市民に対する情報提供と連携を推進するため、議会報告会の開催に努めることを規定しています。

## 第4章 議員の政策立案機能の強化

(政策討論等の実施)

第14条 議員は、議会の政策立案及び政策提言機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くさなければならない。

2 議員は、積極的に政策討論を行うことにより、政策形成に努め、政策立案、政策提言及び財政状況を考慮するとともに、法第222条の規定を踏まえ、条例制定の提案に努めるものとする。

### 【解説】

市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決める唯一の議事機関である市議会は、市民の多様な意見の把握に努め、市民福祉を増進させるため、政策立案機能の発揮が求められていることを、条例の前文でうたい、議会運営の原則を定めた第5条で強調しています。

議会及び議員活動の基本は言論であり、議会の審議等は全て議員の言論、即ち議論によって物事を決定しています。従って、市民の代表機関である市議会は、市民の多様な意見を反映させる場であることから、発言自由の原則に基づいて、議員の発言は十分に保障し、尊重しなければなりません。このことが、議会運営の原則を定めている第5条第2項で定めている、「議会は言論の府である」といわれる所以です。

そこから第14条は、議員の政策立案機能を発揮するため、議員相互の自由討議と議論を尽くす重要性を定めています。その上で議員は、政策討論によって政策形成に努め、議会力及び議員力を発揮し、その政策を市議会が市民のために条例制定に実らせることを、第2項で定めています。その際、予算を伴う条例は、地方自治法（参考法令を参照）に基づき、予算上の措置について考慮することを規定しています。

### 《参考法令》

#### ※地方自治法

(予算を伴う条例、規則等についての制限)

第222条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。



(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の資質並びに政策立案及び政策提言の能力を高めるため、議員研修を特に重視し、その充実強化に努めなければならない。

【解説】

市議会は、市民の信託に応えるため、議員活動の原則のなかに、「自己の資質を高める不断の研鑽」(第6条第2項)を義務付けています。さらに、政策立案機能を高める必要性について、前文をはじめ、議会運営の原則を定めた第5条第2項及び前条などで繰り返し強調しています。

これを踏まえ、第15条は、議員の政策立案機能と政策提言能力を高めるため、議員研修を重視することや、その充実強化に努めることを規定しています。

市議会は平成29年度に、◇地元大学の教授を講師に招き市民と連携する市民公開研修講座、◇市民が参加した市議会改革の助言に関するミニ講演会、◇常備消防の災害対策などを実施しています。

(大学との連携、専門的知見の活用)

第16条 議会は、議案の審査、専門的事項に係る調査研究及び政策立案機能の充実を図るため必要があると認めるときは、大学と連携し、及び専門的な知識及び経験を有する者を活用することができる。

【解説】

第16条は、市議会が政策立案機能などを高めるため、大学との連携、専門的知見の活用について定めた条文です。

条例の中で、政策立案機能はキーワードの一つになっています。議会は、政策立案機能の充実、議案の審査、専門的事項の調査などに、大学と連携し、専門的な知識・経験を持っている人の活用を図っていきます。

市議会は平成30年5月1日、平成国際大学との間で、「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定」を締結しています。連携・協力する内容は、①加須市議会の政策能力の向上、②平成国際大学の教育研究の充実、③広聴・広報の向上、④目的を達成するために必要な事項――以上の4項目です。

《参考法令》

※地方自治法

(学識経験者等による専門的事項に係る調査)

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(附属機関の設置)

第17条 議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を置くことができる。

【解説】

第17条は、議会活動について審査や調査の必要があるとき、市議会が附属機関を設置できることを定めています。

市民の代表機関である市議会は、市民の多様な意見を把握し、政策立案能力を向上させ、代表機関としての機能を積極的に果たすことが強く求められています。そこで市議会は、前条の大学との連携、専門的知見の活用とともに、高度な専門的な審査と調査研究を行い、監視機能の発揮と政策立案及び政策提案を積極的に行えるようにするため、本条において学識経験者等で構成する附属機関の設置ができるように規定しています。

市議会に附属機関という内部組織を設けることは、市議会の自律権に基づくものです。地方分権改革の下で、議会機能を強化する議会改革が広がるなかで、議会基本条例に附属機関の設置を盛り込む議会が増えています。

《参考法令》

※地方自治法

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収容委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

(議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査)

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(会派の役割)

第18条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等について積極的に調査研究を行い、合意形成に努めるものとする。

3 会派は、政策の決定及び形成その他の議会活動に関し相互に協議を行い、会派間の意見調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図らなければならない。

4 委員会の決定事項は、会派事情よりも優先しなければならない。

5 会派から委員会に選出された議員は、委員会の協議内容及び決定事項を速やかに会派内に周知徹底を図るものとする。

【解説】

第18条は、市議会の会派について規定する条文です。

合議制の市議会で、議員は政策を中心として会派を結成し、議会活動を行っています。勿論、会派に所属しないで、無所属で活動することも議員の自由です。

会派の政策立案等について調査研究を第2項で定め、政策形成や議会活動について相互に協議を行って、会派間の意見調整と円滑・効率的な議会運営を第3項で義務づけています。なお、委員会等での決定事項が会派事情で変更されたり、会派内への周知徹底が行われず、審議が進まないことがないように、会派の役割として第4項と第5項に明記しています。

(政務活動費)

第19条 会派は、政策立案及び政策提言を行うため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。

2 会派は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書を公表するものとする。

3 政務活動費の交付については、加須市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年加須市条例第9号)に定めるところによる。

【解説】

第19条は、議員の政策立案等に活用する政務活動費について、有効活用と透明性の確保、市民に対する説明責任などについて規定する条文です。

政務活動費は、地方自治法第100条第14項に基づき、「議員の政策立案能力の向上及び調査研究その他の活動並びに議会の活性化に資するために必要な経費の一部として」(加須市議会政務活動費の交付に関する条例第1条)、会派に交付しています。

加須市議会は、政務活動費を会派に対し、議員1人当たり月額1万2千円を交付しています。会派は、政務活動費の使途について、領収書を添付して収支報告書を議長に提出し、残金は市に返還することを、それぞれ義務付けています。

第2項は、政務活動費について、「使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書を公表する」と定めています。市議会は、これを前倒しで実施し、平成29年6月に、政務活動費平成28年度分の収支報告書と領収書を市議会ホームページに掲載し、市民に公表しています。

〔用語解説〕

※政務活動費とは

地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、交付することができる金銭的給付のことをいいます。

《参考法令》

※地方自治法

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

第100条 (略)

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

※加須市議会政務活動費の交付に関する条例

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額1万2,000円を乗じて得た額を年度ごとに交付する。

(略)

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

(略)

(議会事務局の機能強化)

第20条 議会事務局職員は、市民の信託に応える議員とともに、その職責を全うするものとする。

2 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織である議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めなければならない。

3 議会事務局職員は、議会運営を補佐し、議会と市長等との調整及び議員と市民との連絡調整を図るとともに、議会の政策形成機能及び監視機能の支援に努めるものとする。

4 議会事務局職員の職務その他必要な事項は、加須市議会事務局設置条例(平成22年加須市条例第232号)に定めるところによる。

#### 【解説】

第20条は、市民の代表機関である市議会・議員が、加須市の団体意思を決定する議事機関として、その職責と役割、機能が十分に発揮できるように、議会事務局の機能強化を定めている条文です。

議会事務局の職員について同条第1項は、「市民の信託に応える議員とともに、その職責を全うする」と明記し、その職責を明確にしています。その上で第3項は、事務局職員の職務について、①議会運営を補佐する、②議会と市長等の調整、③議員と市民との連絡調整を図る、④議会の政策形成機能と監視機能の支援——4項目を明記しています。

市議会の中で、議員とともに重要な役割を果たす議会事務局について第2項は、議会・議員の政策形成と立案機能を補助するため、調査及び法務の機能強化を図るよう、努力義務を規定しています。

#### 《参考法令》

##### ※地方自治法

(事務局の設置及び議会の職員)

第138条 都道府県の議会に事務局を置く。

② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。

- ⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- ⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- ⑦ 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。
- ⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。



(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議員の調査研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実及び機能の強化に努めるとともに、その有効活用を図るものとする。

2 議会及び議員は、加須市立図書館のレファレンスサービスを活用するものとする。

【解説】

第21条は、議会図書室の充実について規定しています。地方議会は、議員の調査研究に資するための図書室を設置し、官報、公報及び刊行物を保管することが義務付けられています(法第100条第19項)。

本条は、議員の調査研究と政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実と有効活用を定めています。また、市立図書館のレファレンスサービスの活用も規定しています。

〔用語解説〕

※レファレンスサービスとは

図書館利用者が学習・研究・調査などを行うとき、図書館員が、求められている情報や資料などを提供して援助することです。簡単に言えば、「調べもののお手伝い」ということです。

《参考法令》

※地方自治法

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置)

第100条

⑯ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

(政治倫理)

第22条 議員は、市民の厳粛な信託を受けていることを深く自覚し、市民全体の代表者として常に良心と高い倫理性をもって職務に精励するものとする。

2 議員が規範として遵守すべき政治倫理基準その他遵守事項は、加須市議会議員政治倫理条例(平成23年加須市条例第8号)に定めるところによる。

【解説】

第22条は、議員の政治倫理について規定しています。議員は、市民の厳粛な信託を受けている、市民全体の代表者として、「常に良心と高い倫理性をもって職務に精励する」ことを義務付けています。議員が遵守すべき政治倫理基準及び遵守事項は、第2項で「加須市議会議員政治倫理条例」(平成23年加須市条例第8号)によると定めています(参考法令を参照)。

《参考法令》

※地方自治法

(議員の兼業禁止)

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

※加須市議会議員政治倫理条例

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 企業及び団体から政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。その後援団体についても、同様とすると。
- (2) 市(市が設立した財団、市が出資している団体及び市が補助金を交付している団体を含む。)が行う工事請負契約等(工事等の請負契約、下請契約、業務委託契約、物品納入契約及び指定管理者の指定をいう。)に関し、特定の者の推薦又は紹介をしないと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げないこと。
- (4) 市職員(嘱託職員及び臨時職員を含む。)の採用に関して、特定

の推薦又は紹介をしないこと。

(5) 市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2 議員は、その行為が前項に規定する政治倫理基準に違反するとして疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

## 第5章 議会と市長等との関係

(議決事件)

第23条 法第96条第2項の規定により、次に掲げるものを議会の議決すべき事件とする。

- (1) 加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関すること。
- (2) 都市宣言の制定、変更及び廃止に関すること。
- (3) 大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に規定する災害復興計画の策定、改訂及び廃止に関すること。

### 【解説】

第23条は、市議会が加須市の団体意思を決定する議事機関として、議決すべき事件の拡大を規定しています。

市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決定する議事機関の市議会は、地方自治法によって、議決の対象となる事件について、条例の制定改廃、予算を定める、決算の認定、一定規模以上の契約を締結するなど、15項目が列挙されています(法第96条第1項)。

しかし、地方公共団体の団体意思を決定する地方議会の権限を拡大するため、地方自治法によって、条例により議会で議決すべき事件を定めると、議決の対象を広げることができます(法第96条第2項)。

そこで市議会は、市民に大きな影響を及ぼす案件について、①加須市総合振興計画基本構想の策定及び改定に関すること、②都市宣言の制定、変更及び廃止に関すること、③大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に規定する災害復興計画の策定、改訂及び廃止に関すること――以上の3件を、新たに市議会の議決事件とすることを本条で定めています。

### 〔用語解説〕

#### ※災害復興計画とは

大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害(特定大規模災害)を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の事業の実施を通じて、地域の円滑かつ迅速な復興を図るための計画のことをいいます。

本市において未曾有の被害が発生した際に、市では早期に市民の皆さんの暮らしとまちの復旧・復興に向けて、復旧・復興の理念と基本的な考え方を明らかにし、目指す目標や取り組むべき施策、事業などを体系的な計画としてまとめ、市はこの計画に基づいて復旧・復興を着実に推進していくものです。

《参考法令》

※地方自治法

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなくてはならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な大過なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項

(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体の活動の総合調整に関すること。

(15) その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(質問等の論点の明確化)

第24条 議員は、本会議における質問又は委員会における質疑を行うときは、論点を明確にするため、一問一答方式で行うよう努めるものとする。

2 市長等は、議員から本会議における質問又は委員会における質疑を受けたときは、その趣旨及び論点を明確にするとともに論議を深めるため、当該議員に対し、議長又は委員長の許可を得て、議論することができる。

#### 【解説】

第24条は、市議会で議員が質問・質疑をするとき、論点を明確にして行うことを規定しています。

議員が、本会議や委員会で質問や質疑を行うとき、質問と答弁を交互に行って論点を明確にする、「一問一答方式」で行うことを、第1項で推奨しています。

本会議や委員会で、議員の質問や質疑に対して市長等が答弁を行います。その際、議員の論点が不明確なことはあり得ることです。すると、答弁も不明確になります。市議会の役割と機能は、議員が本会議や委員会において、一問一答方式によって論点を明確にして質問や質疑を行って、政策提案機能と監視機能を発揮しながら議論を深め、住みよい加須市をつくることです。そこで本条は、「質問等の論点の明確化」を定め、第2項で質問等の「趣旨及び論点を明確に」して、議論をより深めることを定めています。なお、市長等による議員に対する議論（趣旨及び論点の明確化）は、必ず「議長又は委員長の許可を得て」行うことを義務付けています。

議員が質問等を行うとき、論点の明確化によって、議会及び議員の政策提案機能と監視機能がより一層発揮され、そのことが住みよいまちづくりにつながります。

※ 加須市議会では、一般質問は60分以内という制限時間があり、議員から本会議における一般質問を受けたときに、市長等が本条第2項の権利を行使する場合は、60分以内という制限時間内で執り行う。(平成29年7月10日：第2回執行部と議会との事前協議)

(議会審議における論点情報の形成)

第25条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、法第211条第2項に規定する予算に関する説明書及び法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類等を活用しなければならない。

2 議会は、提出される新規の施策又は計画について、議会審議における論点情報を形成し、議決責任を担保するため、市長等に対し、議会提出に係る経緯、理由、市民の意見、財政の影響等について、必要な政策説明資料の提出を求めることができる。

【解説】

第25条は、市議会の監視機能を発揮するため、議会審議における論点情報の形成を定めています。市議会が予算や決算を審議するときは、地方自治法に基づいて、議会に提出されている書類等(参考法令を参照)の活用を、第1項で義務づけています。

市議会に対し、新規の施策や計画が提出されたとき、第2項で、審議にあたって論点情報の形成、議決責任を担保するため、市長等に必要な政策説明資料の提出を求めることができます。

《参考法令》

※地方自治法

(予算の調製及び議決)

第211条 (略)

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

(決算)

第233条 (略)

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。



(文書質問)

第26条 委員会は、議会閉会中に市長等に対し、議長を通じて文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 議員は、一般質問の通告に係る市長等による質問要旨の確認後、本会議に出席できない事故があった場合は、市長等に対し、議長を通じて文書による回答を求めることができる。

3 前2項の回答は、全議員に通知し、市民に公表するものとする。

### 【解説】

第26条は、委員会と議員の一般質問について、市民の信託に応えるため、市長等に対して文書質問ができることを規定しています。

議会運営の原則を定めた第5条で、委員会活動の活性化(第5項)を定めています。この規定に基づいて本条は、委員会は議会の閉会中に、市長等に対し、文書による質問を行い、文書回答を求めることができることを定めています(第1項)。なお、文書回答の期間は、議会と市長等の協議によって、質問を行ってから概ね2週間以内としています。

また、議員が一般質問を通告後、事故によって本会議に出席できないとき、議員の職責を果たすため、文書による回答を求めることができることを第2項で規定しています。文書回答の要件は、議員が一般質問の通告後に、市長等による質問要旨の確認が終了した後で、本会議に出席できない事故があったときです。文書回答とは、市長等が予定している答弁内容を記載した文書のことです。本会議に出席できない事故とは、①議員本人の急病等による緊急入院、②議員と2親等以内の親族の葬儀のことです。

委員会と議員に対する文書回答は、議員の共通認識を図り、市民に開かれた議会の立場から、全議員に通知し、市民への公表を第3項で定めています。

(災害時における議会の対応)

第27条 議会は、大規模災害発生時においては、市長等と連携協力し、議会災害対策会議を設置し、災害情報を共有するとともに、加須市議会業務継続計画に基づき、議会業務を維持継続し、市民の代表機関としての責務を果たさなければならない。

#### 【解説】

地震や風水害など大規模災害が発生したとき、加須市で唯一の団体意思決定機関であり、市民の代表機関である加須市議会が、その機能と役割を維持し、市民に対してその職責を果たすことを、本条で定めています。

市議会は、平成23年3月に発生した東日本大震災のとき、住民の代表機関である議会が、その機能と役割を果たせなかった経緯と教訓から、加須市議会基本条例制定と同時に、大規模災害の発生時に市議会がその機能と役割を果たす「加須市議会業務継続計画（市議会版BCP：Business Continuity Plan）」を、本条に基づいて策定しています。この計画は、震災対策編と風水害対策編の2つに分かれています。

加須市に大規模災害が発生し、市が災害警戒本部又は災害対策本部を設置したとき、市議会はこれに対応し、直ちに正副議長及び会派代表者で構成する「市議会災害対策会議」を設置し、市の災害対策本部等と連携・協力し、災害対策に取り組むことを規定しています。

#### 〔用語解説〕

##### ※加須市議会業務継続計画（加須市議会BCP）とは

地震や風水害など大規模災害が発生した非常時において、二元代表制の一翼を担う市議会が、市民の代表機関、加須市の団体意思決定機関として、その役割と機能を果たすため、災害時の組織体制や議員の行動基準などを定めた計画のことです。

(議会予算の確保)

第28条 議会は、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

第28条は、議事機関の議会在、その機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めることを規定しています。

## 第6章 議員定数及び報酬

### (議員定数)

第29条 議員の定数は、加須市議会議員定数条例（平成22年加須市条例第5号。以下「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 議員の定数は、市民の多様な意見の市政への反映、監視機能及び政策形成機能の確保並びに議会改革の推進による議会力の向上を考慮して定める。

3 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

4 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

### 【解説】

第29条は、議員定数について規定しています。議員定数は、加須市議会議員定数条例（平成22年加須市条例第5号）で、28人と定めています。

市民の代表機関である市議会の議員定数は、①市民の多様な意見を市政に反映させる、②市議会の本来的機能である監視機能と政策形成機能を確保する、③市民と連携・協働を推進する議会改革を推進する――議事機関としての役割を総合的に発揮する議会力の向上を判断基準として、定めることを第2項で定めています。

第3項は、委員会又は議員が、議員定数を改正する議案を提出するときは、前項が定める判断基準を踏まえ、明確な改正理由を付すよう義務付けています。その際、市民の意見を聴くため第11条に基づき、公聴会制度と参考人制度の十分な活用を図ることを第4項で定めています。

### 《参考法令》

#### ※地方自治法

##### (市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (略)

##### (常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 (略)

⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。

但し、予算については、この限りでない。

(議員の議案提出権)

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

(議員報酬)

第30条 議員の報酬は、加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年加須市条例第38号）に定めるところによる。

【解説】

議員の報酬について、地方自治法は条例で定めることを義務付けています（法第203条第4項）。加須市は、「加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」によって報酬額などを具体的に定めています。なお、現行の議員報酬は、平成8年の加須市特別職報酬等審議会の答申を受けて定められています。

〔用語解説〕

※加須市特別職報酬等審議会とは

この審議会は、議員報酬をはじめ市長、副市長及び教育長の給与について、その額を審議するときに設置されます。特別職報酬等審議会条例は、市長の諮問を受けて報酬や給与の額を審議し、その意見を聴いて市長が条例を市議会に提出することを定めています。委員は、市内の公共的団体等の代表者など10人で、その都度、市長が任命します。

《参考法令》

※地方自治法

(議員報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 第7章 補則

(一般選挙後の条例研修)

第31条 議会は、一般選挙を経た任期の開始ごとに、議長の主宰により速やかに本条例の研修を全議員を対象に実施し、議員活動の認識を共有しなければならない。

### 【解説】

加須市議会は市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決定する唯一の議事機関として、市民に対して極めて重い責任を有しています。その運営は、公正性・透明性・信頼性を基本に据えて、市民本位の立場で市長等の事務執行に対して監視機能を発揮し、市民の厳粛なる信託に応える責務があります。

その上で議会の運営は、①言論の府として自由討議による議論の展開、②情報公開と市民に対する説明責任、③市民参加と多様な意見を把握した政策立案機能の向上などを原則に、市民のために政策実現に向け、総合的に活動する議会力の発揮が強く求められています(第5条)。

さらに、議員活動の原則を定めた第6条は、議員一人一人に対し、「品位と高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行する」、「自己の資質を高める不断の研鑽」、「議会活動を最優先し、その職務の遂行」を義務付けています。

本条例の制定趣旨、目的、基本原則をうたった前文は、加須市議会が「全力で市民の信託に応じていくことを決意し」、「地方自治法を踏まえた議会の最高規範として、この条例を制定する」と宣言しています。

そこで本条は、市議会の最高規範である加須市議会基本条例について、一般選挙後の改選時に、速やかに全議員を対象に研修を実施し、その内容を共有して議会の運営及び議員活動に当たることを義務付けています。

(条例評価と見直し手続)

第32条 議会は、議会改革の継続的な取組を進めるため、この条例に基づく活動について、議会改革特別委員会等により、隔年でその事業評価を行うものとする。

2 議会は、一般選挙を経た任期の開始ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果及び法令の改正等を踏まえ、必要に応じてこの条例の改正その他適切な措置を講じるものとする。

【解説】

第32条は、条例評価と見直し手続を規定しています。市議会は市民の代表機関として、その信託に応えるため、市民との連携・協働を推進する議会改革を継続的に進めていきます。そこで、条例の内容に関わる事業評価を、隔年で実施することを第1項で定めています。事業評価は、各条の内容について、目的にそった実施状況を具体的に検証します。なお、事業評価の結果については、市民に公表します。

また第2項は、一般選挙後の任期の開始ごとに、本条例に関する事業評価の結果等を検証し、さらに法令の改正等を踏まえ、条例の改正などの措置を規定しています。



(最高規範性)

第33条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会の運営及び議員の活動は、この条例の趣旨を十分に尊重して行わなければならない。

【解説】

市議会は、市民と議会との間の距離を縮め、市民と連携・協働を推進する議会改革の基軸として、加須市議会の最高規範として本条例を制定しました。最高規範とは、憲法が法律のなかで最高法規であるように、加須市議会の条例・規則等の制定及びその運用と解釈は、全て加須市議会基本条例の趣旨に沿ったものにしなければならない、ということを第1項で定めています。

そして第2項は、議会の運営と議員の活動について、市議会の最高規範である本条例の趣旨を尊重して行うことを義務付けています。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(加須市議会定例会条例の廃止)
- 2 加須市議会定例会条例（平成22年加須市条例第6号）は、廃止する。

### 【解説】

附則の第1項は、本条例の施行期日を定めています。2項は、市議会の定例会については最高規範である本条例の第4条で規定しているため、加須市議会定例会条例を廃止する措置を講じたものです。

- ・ 公布日：平成30年7月3日
- ・ 公布番号：加須市条例第34号